

## 川崎市電力不足対策行動計画（2011 夏期版）の策定について

### 1 行動計画策定の趣旨

首都圏における電力不足に対応するため、5月に策定した「川崎市電力不足対策基本方針」に基づき、この夏の電力不足対策行動計画を策定したものです。

市役所が率先した取組を行うとともに、「市民・事業者・行政が一体」となった対策を推進することで、この行動計画に基づき計画的かつ効果的な取組を進めてまいります。

### 2 行動計画のポイント

- (1) 市役所は、行政サービスを安定的に提供しながらレベル1による取組を継続して行うことで、15%以上の削減を達成します。
- (2) 川崎温暖化対策推進会議（CCかわさきエコ会議）において採択された「CCかわさき節電アピール」に基づき、市民・事業者と一体となって、取組を進めます。
- (3) レベル1の取組に加え、電力需給の逼迫状況に応じて、レベル2、3の取組を行い、とりわけレベル3では、施設利用の中止など、施設用途に応じた緊急的な対応などを図ります。  
(レベル2、3の取組を行った場合は、約20%、約30%の削減となります。)

### 3 行動計画の概要

#### (1) 計画対象期間

平成23年7月1日から9月30日

#### (2) 市役所の取組

電力需給の逼迫状況に応じて、レベル1からレベル3の区分での対応を図ります。

市役所では既に施設毎に行動計画を策定しており、計画的に電力不足対策に取り組みます。

#### 〔レベル1の主な取組〕

- ・ 庁舎等の空調の室温設定を28℃とし、室内の状況等に応じてきめ細やかな対応を図ります。
- ・ 庁舎等の照明の間引き、減灯（目安：2分の1程度）を行うとともにLED照明等を導入します。
- ・ バリアフリーに配慮しながら、庁舎等のエレベーターの運転台数を削減します。
- ・ 屋外スポーツ施設の夜間利用は、電力需給に配慮し、土日祝日を除き隔日の開放とします。
- ・ 公園の屋外プールの利用は、夏期休業期間などを対象として、日数を短縮して実施します。

### 〔レベル2の主な取組〕

- ・ 安全面を配慮した照度を確保しつつ、庁舎等の一層の減灯を行います。
- ・ 市民の安全性等を確保しながらエスカレーターなどの利用制限を拡大します。
- ・ 学校施設の地域開放を一部中止します。

### 〔レベル3の主な取組〕

- ・ 屋外スポーツ施設の夜間利用を中止します。
- ・ 利用目的に応じて、市民利用施設の利用を停止します。
- ・ その他緊急的な対策を機動的に実施します。

## (3) 市民・事業者と一体となった節電行動の推進

平成23年6月17日に平成23年度第1回川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）を開催し、市民・事業者の節電対策を「CCかわさき節電アピール」として採択しており、こうしたアピールに盛り込まれた取組を基本としながら、市民・事業者・行政の各主体が節電対策を進めることで、国の方針に定められた15%の削減を目指し、全市を挙げて取り組みます。また、市民・事業者の取組を市は支援していきます。

### ○ 市民に対する主な支援策

- ・ 冷蔵庫やエアコンの買替など、市民の省エネ機器の導入促進
- ・ 15%以上の削減の達成に向けた節電行動の促進
- ・ 太陽光発電設備や太陽熱利用設備の設置補助事業など、再生可能エネルギーの導入促進 など

### ○ 事業者に対する主な支援策

- ・ 市内事業者エコ化支援事業の推進
- ・ 商店街街路灯や防犯灯のLED化など、省エネ化の促進
- ・ 省エネ創エネ分野での中小企業の新技術・新製品開発などの促進 など

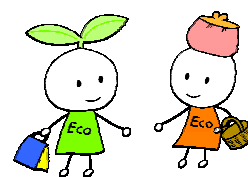
## 4 市民・事業者への情報発信方法

レベル2、3への引き上げは、東京電力株式会社が行う「でんき予報」や政府の「需給逼迫警報（仮称）」などに応じて行い、「メールニュースかわさき」や市ホームページ、市役所や区役所の窓口などを用いて迅速に市民・事業者へ情報伝達するとともに、分かりやすい箇所にその旨を掲示するなど、周知を図ります。また、電力需給の状況に応じてレベル1からレベル3の区分に応じた対策の実施等について、市民・事業者へ協力を求めます。

市民・事業者の方々につきましては、「メールニュースかわさき」の「防災・気象情報」への登録をお願いいたします。

「メールニュースかわさき」の登録URL <http://www.city.kawasaki.jp/mail/>

- ・ レベル1：当初から継続的に実施する取組
- ・ レベル2：電力需給状況等を踏まえ、計画的・選択的に実施する取組
- ・ レベル3：電力需給が逼迫した場合に機動的・緊急的に発動する取組



(問い合わせ先)

川崎市環境局地球環境推進室

電話 044-200-2364

# 川崎市電力不足対策行動計画 (2011夏期版)

## KAWASAKI 電力使用削減大作戦



2011 (平成23) 年6月  
川崎市

## 1 計画策定の背景・目的

東日本大震災により、首都圏への発電施設については、原子力発電所の事故など、大きな被害を受け、発電施設の復旧に向けて、取組が進められているものの、運転開始が平成24年に予定されている火力発電所などもあり、平成23年の夏の電力供給能力については、十分でない状況となっている。

また、気象庁の長期予報（平成23年6月23日発表）によれば、この夏（7月から9月）の気温は、猛暑を記録した昨年まではいかないものの、「平年並み又は高い」とされており、冷房を中心とした電力需要の高い状況が見込まれている。

こうした中で、本市は、首都圏における今夏の電力不足に対応し、安全・安心な市民生活や安定的な経済活動を確保するとともに、行政サービスを安定的に提供しながら計画的かつ効率的に電力不足対策を行うため、「川崎市電力不足対策基本方針」（平成23年5月17日策定）に基づき、「川崎市電力不足対策行動計画（2011夏期版）」を策定し、電力不足対策を実施する。

## 2 計画の基本的事項

### 〔対象期間〕

本行動計画の対象期間は、平成23年7月1日から9月30日までとする。

## 〔レベル区分の考え方等〕

電力の逼迫状況に応じ、機動的に対策を行うため、取組内容をレベル1からレベル3までに区分し、対策を実施する。

7月1日から9月30日については、前日の18時に、東京電力株式会社から翌日のピーク時供給力、予想最大電力、需給逼迫度合いに応じた節電に関する情報が「でんき予報」として、ホームページ等に公表される。

また、電力需給が逼迫し、止むを得ない計画停電等のおそれが高まった場合については、政府から「需給逼迫警報（仮称）」が発出される予定となっている。

こうした情報を活用し、本市の対策レベルの引き上げを実施する。  
それぞれのレベルの考え方は次のとおりである。

### ○ レベル1 当初から継続的に実施する取組

- ・ 電力の使用率が95%未満であると見込まれる場合（「でんき予報」の「①比較的余裕のある1日」、②「厳しくなることが予想」とされている場合）とし、川崎市電力不足対策行動計画が対象とする7月1日から9月30日まで継続して実施する。

※ レベル1の対策における市民利用施設の利用制限などは電力需給が厳しい平日の9時から20時に限る。

### ○ レベル2 電力需給状況等を踏まえ、計画的・選択的に実施する取組

- ・ 「でんき予報」において、電力の使用率が95%以上と見込まれ、「③たいへん厳しい見通し」、又は、「④電気が不足する可能性あり」とされた場合とする。

### ○ レベル3 電力需給が逼迫した場合に機動的・緊急的に発動する取組

- ・ 電力需給が逼迫し、止むを得ない計画停電等のおそれが高まった場合に、政府から「需給逼迫警報（仮称）」が発出された場合とする。

## 参 考

### 「でんき予報」の内容と本市のレベル

段階	電力の使用率	電力の予備率	本市のレベル
①比較的余裕のある1日	90%未満	10%超過	レベル1
②厳しくなることが予想	90%以上～95%未満	5%超過～10%以下	レベル1
③たいへん厳しい見通し	95%以上～97%未満	3%超過～5%以下	レベル2
④電気が不足する可能性あり	97%超過	3%未満	レベル2

### 3 市役所の取組の考え方

#### 〔市役所の削減目標及び考え方〕

- 市役所全体については、「川崎市電力不足対策基本方針」に基づき、行政サービスを安定的に提供しながら、レベル1による取り組みを継続して行うことで、率先行動として15%以上の削減を達成する。
- 本行動計画の対象期間が夏場であることから、高齢者や障害者などに十分配慮するとともに、さらには熱中症対策にも配慮しながら取組を実施する。
- 病院、高齢者福祉施設、下水道など、電気事業法第27条に基づく使用制限令の制限緩和施設についても、入院患者や高齢者への配慮、市民サービスの安定的な供給を前提としながら、可能な限り対策を積み上げることによって、法定削減量を超える削減を行う。
- 電力需給が逼迫した場合のレベル3では、空調の停止や一斉消灯、施設機能の停止など、施設用途に応じた緊急的な対応を機動的に実施する。

※ 制限緩和施設は、電気事業法の使用制限令の削減率の緩和等が行われる施設及びその類似施設（病院、下水道施設など）をいう。

#### 〔対象施設〕

- 市役所関係施設の約1,000施設を対象とする。

なお、主な施設は次のとおりである。

#### 〔主な市役所関係施設〕

- 庁舎等： 本庁舎、各事務所など
- 区役所： 各区役所など
- 生活基盤施設： 上下水道施設、廃棄物処理施設など
- 都市基盤施設： 道路、駅前広場、駐輪場など
- 市民利用・文化・集客施設： スポーツ施設、公園など
- 健康・福祉・医療施設： 病院、介護施設、保育園など
- 教育施設： 学校、図書館など
- その他： 市場、消防施設など

## 〔市役所の取組の考え方〕

- 高齢者などに配慮しながら、可能な限り電力不足対策を行いつつ、市民サービスの提供に必要な電力使用は継続するなど、メリハリのある対策を実施する。
- 電気事業法第27条の使用制限令の緩和対象となる病院、下水道施設などについても、可能な限り、節電の取組を積み上げ、率先して電力需給対策に貢献する。
- 庁舎等については、空調温度の28度設定の徹底や、照明の間引き、省エネモードによるOA機器の利用など、電力利用の削減に取り組む。あわせて、電力需給に応じて、空調温度を引き上げるなど、弾力的な対応を実施する。
- 道路照明など、都市基盤施設については、安全性を確保しながら、照明の間引きなどを実施する。
- 電力使用量が大きい上下水道、廃棄物処理施設等など、終日運転を行っている生活基盤施設については、昼間から夜間への稼働時間のシフト等により、ピーク時の電力の削減を図る。
- 市民利用施設については、電力不足対策について利用者の理解を十分得ながら、会議室などの占有スペースにおいても照明の間引きや、冷房温度の適温設定を要請する。
- 健康・福祉・医療施設については、医療行為、患者や利用者への影響を考慮しながら、節電対策を実施する。
- レベル3が発動された時点では、緊急的な対策を機動的に実施する。

## 〔市役所の施設ごとの取組内容等〕

- 電力需給の状況（レベル1から3）に応じた取組内容は、表1のとおりである。
- 施設分類毎の節電行動計画の削減割合を取りまとめたものは、表2のとおりである。
- また、施設分類毎の主な施設は、表3のとおりである。

なお、レベル1の主な取組内容は次のとおりである。

### 〔レベル1の主な取組内容〕

- 屋外スポーツ施設の夜間利用については、電力需給に配慮し、土日祝日を除き隔日の開放とする。
- 公園の屋外プールの利用については、夏期休業期間などを対象として、日数を短縮して実施する。
- 平日のエスカレーターについては、通勤通学のラッシュ時間や障害者等の利便性に配慮しながら利用を一部制限する。
- 安全上支障のない範囲内で、夜間の道路照明の間引きを行う。
- 市職員のノー残業デーを拡充する。（毎週水曜日から毎週水・金曜日） など

表 1 市役所の取組

○ レベル 1 (当初から継続的に実施する取組)

分類	施設種別等	取組内容
施設等	庁舎等 (本庁、区役所等)	<p><b>【空調】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○空調の室温設定について 28 度とし、室内の状況等に応じ、きめ細やかな対応を実施する。</li> <li>○空調機器の 1 日あたりの稼働時間、夏期の稼働期間を最小限に短縮する。</li> <li>○太陽光による室温上昇の低減のため、可能な限り遮熱フィルムや、ゴーヤによる緑のカーテンの拡大実施、ブラインド等の適切な運用を実施する。</li> </ul> <p><b>【照明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○照明については必要最低限（目安：2 分の 1 程度）とする。照明の間引き・減灯にあたっては、必要な照度が確保されるよう、スイッチによる調整とあわせ、間引きを実施することできめ細やかな対応を行う。</li> <li>○始業前及び昼休み等の消灯を徹底する。</li> <li>○照明負荷の低減のため、LED 照明等の導入を行う。</li> <li>○会議室など常時使用をしていない部屋やトイレについては、使用時のみ点灯するなど、きめ細やかな対応を実施する。</li> </ul> <p><b>【OA 機器】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パソコンについては必要最低限の稼働にとどめ、省電力モードで運用するとともに、離席時には休止状態にすることを徹底する。</li> <li>○コピー機については、使用枚数の削減に努め、省電力モードを徹底する。</li> <li>○共用のプリンターやスキャナーについては、省電力モードとした上で、共同利用を徹底する。</li> <li>○待機電力の削減のため、退庁時には OA 機器のコンセントを抜くことを徹底する（特にノート型 PC の対応の徹底を図る）。</li> </ul> <p><b>【昇降機等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリーに配慮しながら、運転台数を削減する。</li> <li>○エレベーターの稼働時間を短縮する。</li> <li>○階段の利用を促進し、エレベーター利用を抑制する。</li> </ul> <p><b>【その他（取組例示）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電力消費のピーク時期については、共用会議室を利用した会議の開催を抑制する。</li> <li>○自動販売機等のパネル部分の照明については消灯する。</li> <li>○地下駐車場等のファンの間欠運転等を実施する。</li> <li>○電気自動車の夜間充電を徹底する。</li> <li>○便座の温水等を停止する。</li> <li>○噴水を停止する。</li> </ul> <p>※その他各施設の状況に応じた節電対策を講じる。          ※区役所等の執務室については庁舎の取り扱いとするが、市民利用部分については市民利用施設と同様の扱いとする。</p>



分類	施設種別等	取組内容
施設等	生活基盤施設 (上下水道施設等)	<p><b>【基本的対策】</b>  ○施設の基本的機能を維持することを前提として、施設の目的・特性に応じた電力削減に取り組む。具体的な対策については施設管理者がとりまとめる。  ○節電対策の実施にあたっては、水道や下水道の使用量の抑制が重要であり、市民・事業者の協力が不可欠であることをふまえ、節水等に対する啓発を継続的に実施する。</p> <p><b>【執務室等】</b>  ○庁舎等と同様の取組を実施する。</p>
	都市基盤施設 (道路、駐輪場等)	<p><b>【基本的対策】</b>  ○道路等の照明について、間引き等を実施する。  ○エスカレーターの利用制限を実施する。</p>
	市民利用施設 (市民館・図書館、スポーツ施設、公園等)	<p><b>【基本的対策】</b>  ○各施設について、基本的な施設機能を継続的に提供することを前提としながら、施設の設置目的や特性に応じた節電対策を講じる。</p> <p><b>【屋内施設等】</b>  ○施設の特性等を踏まえながら、庁舎等に準じた取組を実施する。</p> <p><b>【屋外スポーツ施設の夜間利用】</b>  ○市民利用を継続することを基本として、照明の間引きなど、節電対策を実施するとともに、隔日での利用とする。</p> <p><b>【屋内プール】</b>  ○市民利用を継続することを基本として、水流等の調整や照明の間引きなどを実施する。</p> <p><b>【屋外プール】</b>  ○市民利用を継続することを基本として、開放日数の短縮を実施する。</p> <p><b>【公園等】</b>  ○公園等における噴水設備等を稼働停止する。  ○園内の照明を間引きする。</p> <p><b>【執務室】</b>  ○庁舎等と同様の取組を実施する。</p> <p>※市民利用の継続にあたっては、電力需給が逼迫した場合には、利用を制限する可能性があることを十分に告知しておく。</p>

分類	施設種別等	取組内容
施設等	<b>健康・福祉・医療施設</b> (病院、特養、保育所等)	<b>【基本的対策】</b> ○施設の設置目的を踏まえ、医療行為、患者や利用者への影響を考慮し、安全・安心を確保することを最優先としながら、きめ細やかな節電対策を講じる。 <b>【病室・居室等】</b> ○施設の目的・機能に応じて、医療行為、患者や利用者に影響を与えない範囲で、照明の減灯などに取り組む。 <b>【執務室等】</b> ○庁舎等と同様の取組を実施する。
	<b>教育施設</b>	<b>【校舎・執務室等】</b> ○庁舎等と同様の取組を実施する。 ○効率的な冷房設備の運用を図るとともに、不要なコンセントを抜き待機電力の削減を徹底する。あわせて、給食室については衛生面に配慮したうえで冷蔵庫等の温度設定を見直し、きめ細やかな対応を図る。 <b>【施設の地域開放等】</b> ○庁舎等と同様の取組を実施する。 ○市民利用を継続することを基本とするが、必要に応じて時期や範囲を制限するなど、節電対策を講じる。 <b>【プール等】</b> ○夏期休業中のプール開放については日数等を短縮して実施する。  ※夏期休業中のプール利用については、電力需給が逼迫した場合には利用を制限する可能性があることを十分に告知しておく。
	<b>イベント、事業</b>	○イベント等については基本的に実施することとし、節電に配慮した企画内容とする。  ※電力需給が逼迫した場合には、イベントを中止する可能性があることを十分に告知しておく。
	<b>その他</b>	○太陽光発電施設等の設置を進め、創エネルギーの取組を推進する。あわせて、万が一の停電発生時に備え、自立運転での運用が可能となるよう、切り替え手順等を確認する。 ○節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。 ○空調の運転期間短縮にあわせ、クールビズ（軽装勤務）の実施期間を拡充する（5月1日から10月31日）。 ○ノー残業デー（定時退庁日）を拡充する。（毎週水曜日から水・金曜日に拡充する。） ○レベル3に備え、自家発電設備などの点検を実施する。

○ レベル2（電力需給状況等を踏まえ、計画的・選択的に実施する取組）

分類	施設種別等	取組内容
施設等	庁舎等 (本庁、区役所)	<p><b>【空調】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○空調の温度設定について、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分配慮しつつ、29度（現行は28度）とするなど、室内の状況等に応じ、きめ細やかな対応を実施する。</li> <li>○エリアごとの空調制御が可能な施設については、必要最小限のエリアで運転する。</li> </ul> <p><b>【照明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全面を配慮した照度を確保しつつ、一層の減灯を実施する。</li> </ul> <p><b>【OA 機器】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○OA 機器の利用ルールを徹底する。</li> </ul> <p><b>【その他（取組例示）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○温水器（給湯）を停止する。</li> </ul>
	生活基盤施設 (上下水道施設等)	<p><b>【施設等における取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一層の節電に向け、行動計画に定める複数の選択的な取組を実施する。</li> </ul> <p><b>【執務室等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎等と同様の取組を実施する。</li> </ul>
	都市基盤施設 (道路、駐輪場等)	<p><b>【施設における取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エスカレーターの利用制限を拡大する。</li> </ul>
	市民利用施設 (市民館・図書館、スポーツ施設、公園等)	<p><b>【屋内施設等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の利用目的などに応じて、一時的に利用を中止する。</li> </ul> <p><b>【屋外スポーツ施設の夜間利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○レベル1の取組を継続する。</li> </ul> <p><b>【プール等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○レベル1の取組を継続する。</li> </ul> <p><b>【執務室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎等と同様の取組を実施する。</li> </ul>
	健康・福祉・医療施設 (病院、特養、保育所等)	<p><b>【執務室等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病室・居室等を除き、庁舎等と同様の取組を実施する。</li> </ul>
	教育施設	<p><b>【校舎・執務室等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎等と同様の取組を実施する。</li> </ul> <p><b>【施設の地域開放等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の夜間開放を中止する。</li> </ul> <p><b>【プール等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時的に利用を中止する。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当日の定時退庁に努める。</li> </ul>

○ レベル3 (電力需給が逼迫した場合に機動的・緊急的に発動する取組)

分類	施設種別等	取組内容
施設等	庁舎等 (本庁、区役所)	<b>【空調】</b> ○電力使用ピーク時の空調機器については停止する。 <b>【照明】</b> ○昼間においては、地下等を除き、一斉消灯を実施する。 <b>【OA 機器】</b> ○サーバーや市民利用に係る機器を除き、全機器を停止する。 ○コピー機の稼働台数を削減する。 <b>【昇降機等】</b> ○エレベーター等を完全停止する。 <b>【その他 (取組例示)】</b> ○自動ドアの運転を停止する。 ○機械式立体駐車場を停止する。
	生活基盤施設 (上下水道施設等)	<b>【施設における取組】</b> ○施設の最低限の機能を維持することを前提に、運転の抑制など、行動計画に定める緊急的な対応を実施する。 <b>【執務室等】</b> ○庁舎等と同様の取組を実施する。
	都市基盤施設 (道路、駐輪場等)	<b>【施設における取組】</b> ○エスカレーターを完全停止する。
	市民利用施設 (市民館・図書館、スポーツ施設、公園等)	<b>【市民利用施設全般】</b> ○利用目的に応じて、施設利用を停止する。 <b>【プール等】</b> ○利用を停止する。 <b>【執務室等】</b> ○庁舎等と同様の取組を実施する。
	健康・福祉・医療施設 (病院、特養、保育所等)	<b>【執務室等】</b> ○病室・居室等を除き、庁舎等と同様の取組を実施する。
	教育施設	<b>【校舎・執務室等】</b> ○庁舎等と同様の取組を実施する。 <b>【プール等】</b> ○プールの開放を中止する。
イベント、事業	○全てのイベントを中止する。	
その他	○全日、定時退庁・一斉消灯を実施する。 ○緊急的な対応として、自家発電により、電力需要をまかなう。	

表2 市役所の施設分類毎の節電行動計画のとりまとめ結果

施設種別	レベル1時の削減割合	レベル2時の削減割合	レベル3時の削減割合
<b>市役所全体</b>	<b>15%</b>	<b>20%</b>	<b>31%</b>
1 庁舎等	18%	22%	28%
2 区役所	16%	23%	50%
3 生活基盤施設	15%	21%	36%
水道施設 (制限緩和施設：5%)	16%	21%	24%
下水道施設 (制限緩和施設：5%)	14%	19%	25%
廃棄物処理施設	17%	24%	75%
4 都市基盤施設 (道路、駅前広場、駐輪場)	13%	14%	17%
5 市民利用・文化・集客施設	16%	24%	36%
6 健康・福祉・医療施設	14%	17%	22%
医療関係施設 (制限緩和施設：0%)	13%	14%	16%
老人福祉・介護・児童施設 (制限緩和施設：0%) (児童施設は除く)	14%	18%	24%
火葬場 (制限緩和施設：10%)	15%	18%	25%
7 教育施設	16%	20%	30%
学校	16%	19%	28%
社会教育施設	17%	30%	53%
8 その他	8%	13%	22%
地方卸売市場 (制限緩和施設：5%)	6%	9%	14%
港湾運送等に係る需要設備 (制限緩和施設：5%) (港湾共同事務所は除く)	8%	9%	11%
消防施設	16%	25%	50%

[参考]

集計種別	レベル1時の削減割合	レベル2時の削減割合	レベル3時の削減割合
市役所全体	15%	20%	31%
制限緩和施設全体	13%	18%	23%
制限緩和施設を除く市役所	16%	21%	36%

表3 施設分類毎の主な施設一覧

施設分類	対象施設
庁舎等	本庁舎～第4庁舎、消費者行政センター、農業振興センター、生活環境事業所、都市基盤整備事務所、配水工事事務所、下水道管理事務所など
区役所	各区役所、出張所、道路公園センターなど
生活基盤施設 (水道施設)	水運用センター、浄水場、配水所など
生活基盤施設 (下水道施設)	水処理センター、各ポンプ場、排水所など
生活基盤施設 (廃棄物処理施設)	処理センター、資源化処理施設など
都市基盤施設 (道路、駅前広場、駐輪場)	道路照明、ペDESTリアンデッキ、駅前自由通路、自転車等駐車場、公衆トイレなど
市民利用・文化・集客施設	市民ミュージアム、こども文化センター、スポーツセンター、公園など
健康・福祉・医療施設 (医療関係施設)	川崎病院、井田病院、多摩病院、休日急患診療所
健康・福祉・医療施設 (老人福祉・介護・児童施設)	特別養護老人ホーム、老人いこいの家、リハビリテーションセンター、保育園、児童相談所など
健康・福祉・医療施設 (火葬場)	かわさき南部斎苑、かわさき北部斎苑
教育施設 (学校)	市立小学校、市立中学校、市立高校、看護短期大学など
教育施設 (社会教育施設)	市民館、図書館など
その他 (地方卸売市場)	中央卸売場北部市場、地方卸売南部市場
その他 (港湾運送等に係る需要設備)	コンテナターミナルなど
その他 (消防施設)	消防署など

## 4 電力需給状況等の情報発信

- レベル2、レベル3へのレベル引き上げについては、東京電力株式会社が行う「でんき予報」や政府から発出される「需給逼迫警報（仮称）」などに応じて、市民・事業者には「メールニュースかわさき」や市ホームページ、各種窓口などを用いて、市民・事業者には混乱のないよう、迅速かつ的確に情報伝達する。
- とりわけ、レベル3への引き上げに際しては、教育委員会事務局が所管する「児童生徒の安全に係る情報配信システム」をはじめ、各局の有するメールサービス等を活用しながら、市民への周知を徹底する。
- また、市役所は、電力需給の状況に応じてレベル1からレベル3の区分に応じた対策の実施について、市民、事業者には協力を求める。
- さらに、市役所は、市民・事業者に対し、「メールニュースかわさき」への登録を依頼する。

## 5 推進体制

- 市役所の取組の推進及び進行管理については、市長を本部長とする川崎市温暖化対策庁内推進本部会議で行う。
- なお、市民・事業者の取組については、川崎温暖化対策推進会議（CCかわさきエコ会議）などにより、情報共有を図る。

## 6 市民・事業者と一体となった節電行動の推進に向けて

- 市民、事業者の現在の行動を継続しながら、地球温暖化対策にもつながるよう、市として、節電型のライフスタイルの普及を図るとともに、**支援策を実施する。**
- 市民・事業者の節電行動の具体的な取組例は、**参考1 市民（家庭）の節電対策、参考2 事業者の節電対策のとおりである。**
- また、**川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）では、平成23年6月17日の理事会において、「CCかわさき節電アピール」を採択している。（参考3）**  
この中では、市民・事業者・市役所の各主体が節電対策に取り組むとともに、政府から「需給逼迫警報（仮称）」が発出される場合などについては、計画停電や大規模停電を回避するため、安全安心の確保を図りながら、**各主体の実情に応じた一層の節電に取り組むこととしており、こうしたアピールに盛り込まれた取組を基本としながら、具体的な対策について普及を図る。**
- また、市民・事業者向けの普及啓発として、「CCかわさきエコ暮らし」キャンペーンなどの展開や、具体的・効果的な節電対策をとりまとめたパンフレットの配布などにより、協力を呼びかける。

### 〔市役所による支援策〕

#### ○ 市民の取組に対する支援策

- ・冷蔵庫やエアコンの買替など、市民の省エネ機器の導入促進
- ・15%以上の削減の達成に向けた節電行動の促進
- ・住宅用太陽光発電設備設置補助事業の拡充や、住宅用太陽熱利用設備設置補助事業の開始など、再生可能エネルギー導入の促進
- ・市民への雨水貯留槽（雨水タンク）への設置補助による節水の促進
- ・かわさき緑のカーテン大作戦Ⅱによるゴーヤー等の種子や苗の配布
- ・各区による打ち水の実施など

#### ○ 事業者に対する支援策

- ・市内事業者エコ化支援事業の推進
- ・中小規模事業者向け省エネルギー診断の実施
- ・商店街街路灯や防犯灯のLED化など、省エネ化の促進
- ・省エネ創エネ分野での中小企業の新技術・新製品開発などの促進
- ・省エネ改修などへの制度融資の実施など



## 参考 1 市民（家庭）の節電対策

### ○ レベル 1 （当初から継続的に実施する取組）

市民（家庭）の電力使用量については、ピーク時には、エアコンの利用に伴うものが約半分、冷蔵庫の使用に伴うものが約4分の1を占めることから、①、②、③、④のメニューに重点的に取り組む。

機器等	取組事例
エアコン	①使用する場合は28℃を目安に、きめ細かな対応を実施する。 ② “すだれ”、“よしず” やゴーヤによる緑のカーテンなどで窓からの日差しを和らげ冷房の消費電力を下げる。 ③無理のない範囲で、エアコンを消して、扇風機を使う。
冷蔵庫	④冷蔵庫の設定を「強」から「中」に替え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまない。
照明	⑤日中は、照明は消して、夜間も照明をできるだけ減らす。
テレビ	⑥省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
温水洗浄便座	⑦便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電といった機能がある場合はこれらを活用して使う。 ⑧上記の機能がなければコンセントからプラグを抜いておく。
ジャー炊飯器	⑨早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊飯して、冷蔵庫に保存する。
待機電力	⑩リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使用しない機器についてはコンセントからプラグを抜く。
その他	⑪電力需要のピーク時の消費量をカットするため、消費電力の大きい電気製品は、平日の日中（9時～20時）を避けて使う。 ⑫節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。 ※ 外出している時にも④、⑦、⑧、⑩の対策を実施する。

### ○ 電力需給状況に応じて実施する取組（レベル2、レベル3）

安全・安心を確保しつつ、ライフスタイルに応じ節電に取り組む。以下は参考例。

〔レベル2〕（電力需給状況等を踏まえ、計画的・選択的に実施する取組）

- ・テレビの使用を控える。
- ・熱中症の発症等に十分配慮し、エアコンの設定温度を上げる。
- ・照明の使用を極力控えるなどの対応を図る。
- ・炊飯器・電子レンジの使用を控える。
- ・パソコンは20時以降の使用とする。
- ・掃除や洗濯は、早朝又は深夜に行う。
- ・冷蔵庫以外の家電製品の使用を控える。

〔レベル3〕（電力需給が逼迫した場合に機動的・緊急的に発動する取組）

- ・熱中症の発症等に十分配慮し、エアコンを一時停止する。
- ・周囲の状況を十分考慮し、照明を一時的に消灯する。

## 参考2 事業者の節電対策

### ○ レベル1 (当初から継続的に実施する取組)

事業者については、業種・業態や施設の特性等にあわせ、次のような取組を実施する。

項目	取組事例
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務エリアの照明を半分程度間引きする。</li> <li>・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。</li> <li>・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。</li> <li>・従来型蛍光灯を、LED照明等に交換する。</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室の室内温度設定は28℃とする。（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる。）</li> <li>・使用していないエリアは空調を停止する。</li> <li>・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。</li> </ul>
コンセント 動力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。</li> <li>・エレベーターやエスカレーターの稼働を半減または停止する。</li> <li>・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。</li> <li>・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長を行う。</li> </ul>
節電啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビル全体の節電目標と具体的アクションについて、関係全部門・テナントへ理解と協力を求める。</li> <li>・節電担当者を決め、責任者（ビルオーナー・部門長）と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。</li> <li>・従業員の夏期の休業・休暇の分散化・長期化を促す。</li> <li>・従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。</li> </ul>

### ○ 電力需給状況に応じて実施する取組（レベル2、レベル3）

事業内容に応じて節電対策に取り組む。以下は参考例。

〔レベル2〕（電力需給状況等を踏まえ、計画的・選択的に実施する取組）

- ・熱中症の発症等に十分配慮し、空調の設定温度を上げる。
- ・エレベーターの削減台数を拡大する。

〔レベル3〕（電力需給が逼迫した場合に機動的・緊急的に発動する取組）

- ・周囲の状況を十分考慮し、照明を一斉消灯するなどの対応を図る。
- ・OA、パソコンの使用の一時中止、または、機器の運転台数の制限等を行う。
- ・製造ラインの夜間稼働により、日中の電力を抑制する。

### 参考3 CCかわさき節電アピール

東日本大震災により、首都圏向けの発電施設については、原子力発電所の事故等など、大きな被害を受け、発電施設の復旧を進めているものの、発電能力が大きく落ち込んだ状況にあります。

こうした状況の中、市民・事業者・行政が協働して節電を進めることが安定した電力供給ひいては被災地の復興につながるようになるものと考えます。

そして、節電の取組により、できるだけ無駄な電力を使わないというライフスタイルに結び付け、ひいては地球温暖化防止にもつなげていくことが必要です。

川崎温暖化対策推進会議（カーボン・チャレンジ川崎エコ会議）では、その設置目的たる「地球温暖化防止に向けた取り組み等の情報の発信」の達成のため、次に掲げる節電対策を推進してまいります。

- 1 今夏の本格的な節電対策に向け、まず、6月22日に神奈川県全域で実施する「節電チャレンジ」に市民・事業者・行政が積極的に取り組み、目標である昨年同日比15%カットを目指すこと。
- 2 今夏の本格的な節電対策として、市民・事業者・行政の各主体が節電対策に取り組むことにより、ピーク時の使用最大電力について、15%削減の達成を目指すこと。
- 3 電力の需給状況が大変厳しい見通しとなった場合、また、さらに政府から需給逼迫警報が発出される状況となった場合には、市民生活や事業活動に多大な影響を及ぼすこととなる計画停電や大規模停電を回避するため、安全・安心の確保を図りながら各主体の実情に応じた一層の節電に取り組むこと。

平成23年6月17日

川崎温暖化対策推進会議 参加者一同